

令和元年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和元年11月14日
公正取引委員会

1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を積極的に実施することとし、令和元年度上半期においては、16件実施した（平成30年度は年間30件）。

令和元年度上半期のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約7者で、平成30年度の平均約8者と同レベルであり、また、16件中6件について、平成30年度までは受注のなかった業者が契約者となっており、競争性の向上が図られている。

令和元年度に発注内容が類似している印刷製本で新たに見積り合わせからオープンカウンター方式による調達を行った案件が1件あり、1冊当たりの単価を比較してみると、約22.5%の削減となっており、オープンカウンター方式導入が調達費用の削減に結びついていると考えられる。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札となった案件において入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者にヒアリングの協力を依頼し、協力が得られた業者からのヒアリング結果等を踏まえ、納入までの期間や入札公告期間の確保に努めたところ、令和元年度上半期に実施した入札18件のうち17件（94.4%）が複数者応札となった。

一者応札から複数者応札と改善された案件において、新規に参加した業者に実施したヒアリング結果等を踏まえ、公告時期を早くする、公告期間を長くする、参考見積先を多くするなどの対応を以降の入札に活用することとした。

契約監視委員会で審議された一者応札案件について、令和元年度の応札では複数者（7者）となり、平成30年度の契約金額に比べて約880万円の減額となった。

(2) 地方支分部局等における取組の促進

平成30年度に引き続き地方出先機関7か所のうち6か所において、事務

用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。

共同調達を実施していなかった地方出先機関 1 か所においては、次年度からコピー用紙の共同調達の参加に向けて関係官署と調整を行っている。

3 その他の取組（特に効果が認められたもの）

平成30年度と同様の業務として発注されている印刷製本等について、多くの業者が参加しやすいように、入札公告の時期や期間の確保、納入までの期間等を検討しながら案件発注を行ったところ、11件全てが複数者応札であった。

以上

その他の取組

調達改善計画		令和元年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日~9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1 随意契約の事前審査の実施等 ・競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用) ・調達決裁等の段階で、会計室において、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の明示、その理由についての審査を実施	継続	—	—	—
2 契約の事後検証の実施 ・少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続	○	前年度と同様の業務として発注されている印刷製本等について、多くの業者が参加しやすいように、入札公告の時期や期間の確保、納入までの期間等を検討しながら案件発注を行ったところ、11件全てが複数者応札であった。	—
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施	継続	—	—	—
4 国庫債務負担行為の活用 ・情報システム関係の調達について、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施	継続	—	—	—
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続	—	—	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間: 4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一(公認会計士)】 意見聴取日【令和元年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 自己評価結果について、指摘する点はない。上半期で達成していない事項についても、年度末までに達成されるよう期待する。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達実績は、後々の類似の調達案件の発注の参考にするなどの工夫を行ってはどうか。オープンカウンター方式による調達は、広く参加者を募る方式であり、例えば、調達対象案件の作業対象期間に仕事が少ない事業者がいれば、どうしても受注したいという背景から通常単価よりも安い価格でも受注しようとするため、そのような結果として、公正取引委員会の調達コスト低減につながる効果も期待できることから、この取組は継続したほうがよい。ただし、オープンカウンター方式による調達方法は、3者の見積り合わせよりも事務コストがかかることであるため、費用対効果を踏まえて、その対象案件を検討するとよい。</p> <p>○ 一者応札の改善について、公告時期を早めた結果として一者応札の改善が図られた調達案件のように、より早く事業者には調達情報を知ってもらうことは、調達価格を抑えられることが可能となることが期待できるため、引き続きこのような取組を継続するとよい。システム案件の調達では、調達コストを低減させるためには、工数(工程)とその単価が積算の基本となること、何々一式という工程ではなく、細かく工程を把握することによりポイントを絞って価格交渉に臨んでもらいたい。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公表するという方針については賛同する。ただし、公表内容については、競争政策を担う公正取引委員会として、他省庁の模範となるようなものとなるよう努められてはどうか。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。</p> <p>○ 引き続き、公告時期を早くする、公告期間を長くする、参考見積先を多くするなどの取組を実施する。また、システム案件の調達過程では、調達コストの低減のため細かな工程を把握して削減対象となるポイントを見極められるよう取り組む。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p>

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 自己評価結果について、問題があるとは思わない。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達について、1件当たりの参加業者数は平均約7者とのことであり、見積り合わせによる調達の場合には運用上3者からの見積書を徴取すると聞いているが、これと比べても十分な競争性が確保されている。</p> <p>○ 一者応札の改善について、一者応札が改善された案件では、入札公告の時期を従前の下期から上期へ前倒しすることで応札者が参加しやすい環境を整えたことに起因しているとのことであり評価できる。下半期はシステムなどの大きな調達が控えている場合には、年度末までに納品できないため受けてくれる者がなくなったといった他省庁の悪しき先例のようにならないように、極力前倒しするなどスケジュール管理に留意されたい。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公正取引委員会として、同リストを公表することに支障がないのであれば、公表してもよいのではないか。</p> <p>○ 地方事務所等の共同調達について、これまで共同調達の実績がなかった地方事務所において、次年度から新たに共同調達を行うことになったことは評価できる。ただし、今後更に共同調達の対象を増やしていく場合には、これまでと同様に、費用対効果を踏まえた検討が必要である。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。</p> <p>○ 引き続き、公告時期を早くする、公告期間を長くする、参考見積先を多くするなどの取組を実施する。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p>

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 自己評価結果について、取組の進捗状況を含めて適切である。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達について、1件当たりの参加業者数は平均約7者とのことであり、全体としては競争性が確保されていると考えられる。一方で、個別にみれば、参加業者数が少なかった案件もあるようであり、その原因がオープンカウンター方式による調達であるからといった可能性を含めて調達方法として何が適切かを検証する必要があると思われる。また、オープンカウンター方式による調達の参加者が固定化されているかどうかといった視点でも検証が必要と思われる。</p> <p>○ 本年度唯一の一者応札案件は、他省庁で類似の調達案件があるかを確認して、複数者応札となっている事例の工夫方法などを取り入れてみてはどうか。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公表するという方針に異論はない。ただし、原因の検証は、応札しなかった事業者へのヒアリングといった手法にとどまらず、事案によっては統計分析などの方法を取り入れてはどうか。</p> <p>○ 地方事務所等の共同調達について、これまで共同調達の実績がなかった地方事務所において、次年度から新たに共同調達を行うことになったことは十分に評価できる。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。また、参加業者数や参加業者が固定化されているかどうかの検証を行うなど調達の実施状況を踏まえて、引き続き、競争性の確保に努める。</p> <p>○ 他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組等を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p>